

(公表資料)

## 第6回地方共同の金融機構のあり方検討会の主な意見

日時 平成20年12月2日(火) 10時～11時30分  
場所 総務省5階第4特別会議室  
出席者 神野会長、池ノ内委員、木内委員、木村委員、佐藤委員、伊藤特別委員、岡村特別委員、荒木特別委員(代理出席)、井手特別委員、林特別委員、堀場特別委員  
望月審議官、佐々木公営企業課長、黒田地方債課長、本島公営企業課理事官、鈴木公営企業課理事官、坂越地方債課課長補佐

- 機構の仕組みは貸し手と借り手が一致というよりも、貸し手は市場であり、借り手は地方団体であって、むしろ一致していない仕組みではないか。代表者会議の地方団体の中にも様々な意見があり、貸付けを自由にできるわけではない。外国の例を見てもそうになっていない。
- 機構は市場から資金調達しているので、おかしなことをすれば市場からの評価に反映される。
- 貸し手と借り手が一致という指摘があることは事実なので、事実を報告書で触れてもいいのではないか。
- 貸付対象事業を何故法定化しているのか、通常の法人であれば業務方法書に委ねられる話。
- 臨財債の発行への対処が必要だから機構の機能拡充が必要と捉えられる恐れがないか。むしろ、地方債貸付全般のため、機能拡充が必要ということが本旨であろうから、記述を留意すべき。
- 地域金融との関係については、証書借入のみ触れている印象があるが、全国の金融市場との関係も触れた方がいいのではないか。
- 現実的にどの程度の貸付枠からスタートすることが可能なのか、数値的なものは何かあるのか。
- 知事会内のある県より、①業務拡充については出資者である地方団体の意見をよく聴くべき、②業務拡大に伴うリスクに見合う貸付審査が実施されるのか、十分かつ慎重な検討が必要、③分権を推進する観点からは、地方債制度の規制緩和(条例に基づく赤字地方債発行制度の創設など)を検討すべき、との意見があった。
- 報告書素案はよくまとまっていて、方向性として分権を記述しており、是非実現していただきたい。総務省のご努力をお願いする。

- 公営競技の納付金について、公営競技の経営も厳しい所が多く、未来永劫納付金が続くわけではなく、先細りになることは明らかなので、その点を踏まえた制度設計が必要であろう。公営企業健全化基金が一般会計貸付への利下げにも使用すれば、基金の効用が薄まきになるのではないか。
- 危機管理体制の確立を盛り込むことはありがたい。
- 自助のためには共助を行うことも義務となるとの表現は強すぎる。
- 海外の共同調達機関の記述は、高い格付けを得ていること等の具体的な内容も入れた方が良いのではないか。
- 臨財債の記述が気になる。地財対策の一環として機構を活用するというトーンの場合、短期的な視野での問題設定に捉えられるのではないか。
- 一般貸付への拡大は、地方債の増加につながるのではないかという指摘があり得るので留意が必要。
- 海外の共同調達機関の主たる目的は借換債の円滑な発行にあったと思われる。今回の拡大も、単なる毎年のフローの発行への対処のみならず、巨額の地方債残高の借換のためにも有効であることを記述した方がよいのではないか。
- 「業務拡大」というと、貸出しを増やす印象がある。今回の改正は、資金調達を質的に変えるという点にあるのだから、その実態に即した表現の方が適切である。